

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(かんがい排水事業)					
地区名	神野新田地区					
事業箇所	豊橋市神野新田町					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県豊橋市の西部に位置し、明治時代に干潟を干拓して造成された新田であり、市内有数の稲作地帯であるとともに、畑地転換によりキャベツ等の作付けを積極的に進めている地域である。</p> <p>用水路(支線水路)は、昭和47年から50年にかけて整備された用排兼用の開水路であり、現況の開水路は耐用年数が経過し、老朽化しているとともに、適時・適量の配水が困難であり、水管理に多大な労力を要している。</p> <p>このため、本事業による支線水路のパイプライン化により水管理の省力化を図り、安定的な用水供給により担い手農家の農地利用集積率を高め、農業経営の強化を図る。</p>					
事業目標	<p><b>【達成(主要)目標】</b> 支線水路の整備により水管理労力の軽減を図り、担い手農家の農用地利用集積率を高める。</p> <p><b>【副次目標】</b> なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	24.0億円		■工事費 19.4億円、■用補費 1.2億円、■その他 3.4億円			
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成33年度
事業内容	用水路工 5.7km(揚水機場 1箇所)					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	担い手農家の農地利用集積率を高めるためには、担い手農家が求める営農の効率化が必要であり、労力軽減に資する施設整備を実施する必要がある。また、現況の開水路は耐用年数が経過し、老朽化している。				
	判定	A	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】	開水路のパイプライン化により適時・適量の配水が可能となり、水管理労力の軽減が図られることから、農地利用集積を高める整備として必要不可欠であるため。			

②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>事前評価時 (基準年：H27)</th> <th colspan="4">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">費用 (億円)</td> <td>事業費</td> <td>19.2</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td>63.1</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計 (C)</td> <td>82.3</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">効果 (億円)</td> <td>作物生産効果</td> <td>69.3</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>品質向上効果</td> <td>18.4</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>営農経費節減効果</td> <td>8.2</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>維持管理費節減効果</td> <td>△ 7.1</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>合計 (B)</td> <td>88.8</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>(参考) 算定要因</td> <td>水稻作付面積(ha)</td> <td>176.3</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通畑作付面積(ha)</td> <td>95.0</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>費用対効果分析結果 (B/C)</td> <td>1.07</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>						区分		事前評価時 (基準年：H27)	備考				費用 (億円)	事業費	19.2					その他費用	63.1					合計 (C)	82.3					効果 (億円)	作物生産効果	69.3					品質向上効果	18.4					営農経費節減効果	8.2					維持管理費節減効果	△ 7.1					合計 (B)	88.8					(参考) 算定要因	水稻作付面積(ha)	176.3						普通畑作付面積(ha)	95.0						費用対効果分析結果 (B/C)	1.07				
	区分		事前評価時 (基準年：H27)	備考																																																																																	
費用 (億円)	事業費	19.2																																																																																			
	その他費用	63.1																																																																																			
	合計 (C)	82.3																																																																																			
効果 (億円)	作物生産効果	69.3																																																																																			
	品質向上効果	18.4																																																																																			
	営農経費節減効果	8.2																																																																																			
	維持管理費節減効果	△ 7.1																																																																																			
	合計 (B)	88.8																																																																																			
	(参考) 算定要因	水稻作付面積(ha)	176.3																																																																																		
	普通畑作付面積(ha)	95.0																																																																																			
	費用対効果分析結果 (B/C)	1.07																																																																																			
		<p>【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】 「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（平成27年9月）による。</p>																																																																																			
2) 貨幣価値化困難な効果	担い手への農地利用集積により発現する営農効率の向上効果																																																																																				
判定	A	A：十分な事業効果が期待できる。 B：十分な事業効果が期待できない。																																																																																			
	【理由】	費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。																																																																																			
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・用水路工 ・揚水機場</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費 (億円)</td> <td colspan="5">20.6</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table>								H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←					→	用地補償		←				→	工事		←				→	・用水路工 ・揚水機場		←				→		事業費 (億円)	20.6					3.4																																	
			H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																													
	工種 区分	調査・設計	←					→																																																																													
		用地補償		←				→																																																																													
工事			←				→																																																																														
・用水路工 ・揚水機場			←				→																																																																														
	事業費 (億円)	20.6					3.4																																																																														
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																																				
3) 環境への影響	<p>保全すべき生物が減少する非かんがい期に施工すると共に、工事に際しては濁水の流出対策を実施し、下流河川への影響を軽減する。 生息環境への配慮として、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。</p>																																																																																				
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																																																																			
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																																																																			

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	配水管理にかかる労力軽減のためパイプライン化するものであり、効率的な路線を検討した結果、最も妥当な計画としている。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。  【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・担い手農家への農地利用集積率 ・営農状況			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
神野新田地区の対応方針（案）〔事業実施〕を了承する。			
Ⅵ 対応方針			
事業実施			